

基幹型臨床研修病院の新規指定等の時期の前倒しについて

1. 臨床研修医の募集を行うことができる基幹型臨床研修病院の要件

次年度の臨床研修医の募集を行うことができる臨床研修病院は、次のいずれかに該当するものとされている。

- ① 既に基幹型臨床研修病院に指定されているものであって、過去3年間のいずれかの年に臨床研修医の採用実績がある場合
- ② 新規に基幹型臨床研修病院に指定された場合
- ③ 平成22年度の基幹型臨床研修病院の指定基準見直しの際、経過措置として基幹型臨床研修病院の指定があるものとみなされた臨床研修病院のうち、前年度・前々年度の年間入院患者数が3,000人を下回るものであって、2年に1回の地方厚生局の訪問調査の結果、そのみなし指定の継続が適当であると認められた場合

2. 新規指定及びみなし指定継続の決定時期の前倒し（案）

- ②の新規指定及び③のみなし指定継続の決定は、臨床研修部会での審議を踏まえた上で、厚生労働省が毎年8月末頃に行っているが、②又は③に該当する臨床研修病院は、これらの指定及び決定がなされる前から医師臨床研修マッチングへの参加、採用活動等を行っている。
- このため、これらの指定又は決定がなされた後に医師臨床研修マッチングへの参加等を行うことができるよう、基幹型臨床研修病院の新規指定及び経過措置としてのみなし指定の継続の決定については、医師臨床研修マッチングの前年度の3月末までに行うこととしてはどうか。